

板橋区立小学校及び中学校の就学指定校変更等取扱基準

(平成 16 年 1 月 6 日 教育長決定)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成 15 年板橋区教育委員会規則第 6 号。以下、「規則」という。)に基づき、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 8 条による指定校変更及び第 9 条による区域外就学の事務手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、規則第 2 条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

継続通学 転居又は転出に伴い通学区域が変更した後も、引き続き転居又は転出前に通学していた学校に通学することをいう。

(申請手続)

第3条 規則第 8 条、第 9 条又は第 10 条に基づき指定校変更又は区域外就学の申し出があつた場合は、教育委員会所定の様式により申請させるものとする。

2 前項の申請書には、申請理由を確認又は証明させるため、第 4 条、第 5 条又は第 6 条に定める書類を添付させるものとする。

ただし、公簿等他の手段により事実確認ができる場合は、書類の添付を省略させることができる。

3 第 1 項の申請は、転出後の継続通学又は転居後に転居先の通学区域校に通学する場合(就学予定者を除く)は原則として通学希望校の校長へ、その他の場合は教育委員会へ行なうものとする。

(就学予定者の指定校変更許可基準)

第4条 指定校変更を希望する就学予定者の保護者から、規則第 8 条に基づく申請があつた場合の許可基準及び添付書類等は、別表第 1 に定めるところによる。

(就学予定者以外の指定校変更許可基準)

第5条 指定校変更を希望する就学予定者以外の児童等の保護者から、規則第 9 条に基づく申請があつた場合の許可基準及び添付書類等は、別表第 2 に定めるところによる。

(区域外就学許可基準)

第6条 区域外就学を希望する児童等の保護者から規則第 10 条に基づく申請があつた場合は、別表第 3 に定める許可基準及び添付書類等により、通学の方法、距離、時間及び安全性並びに当該学校への入学又は転入学の妥当性を勘案し、決定する。

2 別表第 3 の区分 1 の許可基準(4)により許可した区域外就学については、転入予定日を過ぎてもなお転入の事実がない場合又は転入予定住所地が虚偽である場合は、入学又は転入学後であっても許可を取消すことができる。

(指定校変更等の適用除外学校)

第7条 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、指定校変更又は区域外就学を認めないことができる。

(1) 入学予定校変更希望制適用除外校及び入学予定校変更希望制により抽選となった学校的当該学年(学年進行後も同様とする)

(2) 学校施設又は、在籍児童生徒数等の状況により、学校運営に著しく不都合を生じると教育委員会が判断した学校的当該学年

(指定校変更等の判定協議)

第8条 受け入れ先学校において特別な配慮が必要であると学務課長が判断した指定校変更又は区域外就学の申請については、必要に応じて次に掲げる者の協議により、許可の可否を判定する。

- (1) 学務課長
- (2) 在籍学校長
- (3) 受け入れ予定先学校長
- (4) 指導室長又は指導主事

(学校、保護者への通知)

第9条 指定校変更又は区域外就学の審査結果については、決定後すみやかに保護者及び学校長に通知する。

(申請書等の公開)

第10条 指定校変更又は区域外就学に係る申請書等個人、学校が特定される文書の取扱については、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。ただし、規則第8条に規定する就学予定者に関する部分については、平成16年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この基準にかかわらず、学校選択制実施前に入学、転入学又は編入学した児童等に係る指定校変更及び区域外就学については、就学指定校変更等取扱基準（平成14年12月12日教育長決定、以下「旧基準」という。）を適用する。ただし、転居後の継続通学については、指定校変更の申請を要しないこととし、転居後に通学する学校を変更する場合については、この基準を適用する。

3 旧基準は、平成21年3月31日をもって廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。ただし、規則第8条に規定する就学予定者に関する部分については、平成24年1月6日から施行する。

2 別表第3区分1(5)の許可基準は、平成24年3月31日までの間に板橋区立小学校に係る区域外就学の承諾を得たものであって、同年4月1日以降も引き続き当該区立小学校に在学する予定の者を兄姉とする就学予定者については、平成29年3月31日までの間に限り、自宅から学校までの距離に関係なく、兄姉在学校を申請することができる。

付 則

1 この基準は、平成25年8月1日から施行する。

2 第7条の規定中、入学予定校変更希望制により抽選となった学校については、従前の学校選択制により抽選となった学校を含むものとする。

別表第1（就学予定者の指定校変更関係）

区 分		許 可 基 準	添 付 書 類	申請先
1 規則第5条第2項の規定により補欠として登録された者	(1)	通学区域以外の学校へ入学を希望する場合		教育委員会
	(2)	繰り上げ当選により、希望校へ入学する場合		(申請不要)
2 健康上の理由がある場合		病気治療又は訓練等により医療機関等への継続的通院が必要な場合において、その利便性や安全性を考慮する必要がある場合 〈注〉継続的通院とは、概ね6ヶ月以上継続して通院する場合をいう	医師の診断書等	教育委員会
3 生活上の理由がある場合	(1)	自営業等で、保護者の日中の所在地や事実上の生活の本拠地がある通学区域の学校に通学する場合	営業許可証の写し等生活実態を明らかにできる書類	教育委員会
	(2)	保護者の勤務等の都合で、下校後又は登校前に、保育施設等に預ける必要があり、その利便性や安全性を考慮する必要がある場合	保育施設等の預かり保育証明書等	教育委員会
4 通学の利便性を理由とする者又は転居予定者	(1)	通学区域校又は隣接校より距離の短い学校に通学する場合		教育委員会
	(2)	概ね6ヶ月以内に転居することが確定しており、予め転居予定先の通学区域校又は隣接校に通学する場合	住宅の賃貸契約書の写し又は不動産売買契約書の写し若しくは建築請負確認書	教育委員会
5 その他教育長が特に必要と認めた者	(1)	学校の統廃合の影響を受ける場合		教育委員会
	(2)	指定校変更することが真にやむを得ない特別な理由がある場合	教育委員会が指示した書類	教育委員会

別表第2（就学予定者以外の指定校変更関係）

区分	許可基準		添付書類	申請先
1 健康上の理由がある場合		病気治療又は訓練等により医療機関等への継続的通院が必要な場合において、その利便性や安全性を考慮する必要がある場合 〈注〉継続的通院とは、概ね6ヶ月以上継続して通院する場合をいう	医師の診断書等	教育委員会
2 生活上の理由がある場合	(1)	自営業等で、保護者の日中の所在地や事実上の生活の本拠地がある通学区域の学校に通学する場合	営業許可証の写し等生活実態を明らかにできる書類	教育委員会
	(2)	保護者の勤務等の都合で、下校後又は登校前に、保育施設等に預ける必要があり、その利便性や安全性を考慮する必要がある場合	保育施設等の預かり保育証明書等	教育委員会
3 転居し又は転居予定である場合	(1)	転居後に、転居先の通学区域の学校に通学する場合		通学希望校の学校長
	(2)	通学区域が隣接し、距離的に近い学校に通学する場合		教育委員会
	(3)	概ね6ヶ月以内に転居することが確定しており、予め転居予定先の通学区域校又は隣接校に通学する場合	住宅の賃貸契約書の写し又は不動産売買契約書の写し若しくは建築請負確認書	教育委員会
4 教育的な配慮を必要とする場合	(1)	いじめ・不登校等学校生活に起因し、教育上転校させることが望ましい場合	在籍学校長の証明書	教育委員会
	(2)	中学校において、部活動が廃止され、当該部活動のある学校に転校する場合	在籍学校長の証明書	教育委員会
	(3)	学校の統廃合の影響を受ける場合		教育委員会
	(4)	指定校変更させることが真にやむを得ない特別な理由がある場合	教育委員会が指示した書類	教育委員会

別表第3（区域外就学関係）

区分	許可基準		添付書類	申請先
1 翌年度の初めから、受入可能校の第1学年に入学を希望する場合	健康上の理由がある場合			
	(1)	病気治療又は訓練等により医療機関等への継続的通院が必要な場合において、その利便性や安全性を考慮する必要がある場合 〈注〉継続的通院とは、概ね6ヶ月以上継続して通院する場合をいう	医師の診断書等	教育委員会
	生活上の理由がある場合			
	(2)	自営業等で、保護者の日中の所在地や事実上の生活の本拠地がある通学区域の学校に通学する場合	営業許可証の写し等生活実態を明らかにできる書類	教育委員会
	(3)	保護者の勤務等の都合で、下校後又は登校前に、保育施設等に預ける必要があり、その利便性や安全性を考慮する必要がある場合	保育施設等の預かり保育証明書等	教育委員会
	(4)	概ね6ヶ月以内に板橋区内に転入することが確定しており、予め板橋区内の学校に通学する場合	住宅の賃貸契約書の写し又は不動産売買契約書の写し及び現住地の住民票	教育委員会
	(5)	兄・姉が板橋区内の学校に在学しており、兄・姉と同じ学校に通学する場合（小学校は自宅から学校までの距離が概ね1km以下に限る。）	住民票	教育委員会
	(6)	板橋区内の保育園・幼稚園に通園しており、交友関係を維持するため、板橋区内の小学校に通学する場合（自宅から学校までの距離が概ね1km以下に限る。）	住民票	教育委員会
	(7)	区立小学校に在学している児童が、在学小学校の通学区域を含む通学区域の中学校又は当該中学校に隣接する通学区域の中学校に通学する場合	住民票	教育委員会
	(8)	中学校において、希望する部活動がある場合（居住する自治体に当該部活動がない場合）	住民票	教育委員会
2 現に児童等が、区立学校に在学している場合		転出後も引き続き同じ学校に通学する場合（小学校は自宅から学校までの距離が概ね1km以下に限る。）	転出先の住民票	通学希望校の学校長
3 教育的配慮を必要とする場合		いじめ・不登校等学校生活に起因し、教育上転校させることが望ましく、かつ居住市区町村の学校に通学させることが困難な場合	在籍学校長の証明書及び住民票	教育委員会
4 その他教育長が特に必要と認めた場合		区域外就学させることが真にやむを得ない特別な理由がある場合	教育委員会が指示した書類及び住民票	教育委員会